

介護老人保健施設総合補償制度

公益社団法人全国老人保健施設協会 正会員用団体保険

そうだったのか!

わかりやすい
ダイジェスト版

2025年募集

公益社団法人 全国老人保健施設協会 正会員用団体保険

介護老人保健施設 総合補償制度のご案内



保険期間

2025年10月20日～2026年10月20日 ※41をご参照ください

このパンフレットには、本制度の補償内容の説明と保険期間中の護手紙用紙が含まれていますので、保険期間中は各施設にて保管してください。

取扱代理店 株式会社 全老健共済会	引受保険会社 幹事会社	東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
----------------------	-------------	--

公益社団法人全国老人保健施設協会
Japan Association of Geriatric Health Services Facilities



公益社団法人全国老人保健施設協会
Japan Association of Geriatric Health Services Facilities



◆取扱代理店 株式会社 全老健共済会

◆引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)
三井住友海上火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社

事故対応に実績のある全老健専用の団体

老健施設のためのプラン。
施設オプションと職員の補償を
プラスして万全の備えを！

I～Ⅷの制度は組み合わせ自由！
貴施設に最適な補償を選べます！

※Ⅶ-2感染症補償制度は、
Ⅶ-1の業務災害補償制度
とのセット加入が必要です。

例えば、こんな時のために

1

施設におすすめする
3つの基本プラン

施設基本プラン



2

施設で発生する介護サービス
以外のリスクをカバー

施設オプションプラン



3

福利厚生を充実させ、
働きやすい職場環境をつくる

職員補償プラン

I

- ◎施設内でのリハビリ中、スタッフのミスにより利用者がケガをした。
- ◎施設が提供した食事で利用者が食中毒にかかった。
- ◎利用者の補聴器を職員が壊してしまった。

II

- ◎利用者が転倒、骨折し入院した。
- ◎食事中に食べ物をのどに詰まらせて死亡した。

III

- ◎見舞客が、足を滑らせて転倒し骨折した。
- ◎ボランティアが施設内でケガをした。

IV

- ◎データベース上で管理している個人情報が流失した。
- ◎外部からの不正アクセスにより、顧客(個人)情報が社外に漏えいした。

V

- ◎落雷により電話やパソコンが破損した。
- ◎洪水被害で施設が浸水、テレビが被害を受けた。

VI

- ◎廃棄物処理の委託業者が不法投棄をして、施設が訴えられた。

Ⅶ-1

- ◎パソコンを打ち続けて腱鞘炎になった。
- ◎職員が介助によって腰を痛めた。

Ⅶ-2

- ◎職員が利用者を介して、肺結核に感染した。
- ◎職員がノロウィルスに感染した。

Ⅷ

- ◎入浴介助中にバランスを崩して転倒、ケガをした。
- ◎職員がベッドと壁の間に指をはさんでケガをした。
- ◎自転車で通勤中にケガをした。

保険だから安心!

「介護老人保健施設総合補償制度」は、公益社団法人全国老人保健施設協会が保険契約者となる、全老健正会員の皆さま専用の団体保険です。老健施設においてリスクマネジメントを行ううえで、万が一の介護事故に備えてリスクを転嫁する有力な手段として保険への加入が欠かせません。

施設が法律上の賠償責任を負った時のために

賠償事故補償制度

詳しくは

p3

利用者・家族との円満解決のために

利用者傷害見舞金制度

p5

安心して利用できる魅力ある施設を目指す

見舞客・ボランティア傷害見舞金制度

p5

複雑化する情報社会のリスクに備える

情報漏えい損害補償制度

p7

竜巻・落雷・風水害等による什器備品の損害を補償

トルネード・サンダーガード

《什器備品損害補償制度》

p7

不法投棄の責任は、排出者にも及ぶことがあります

廃棄物排出者賠償補償制度

p7

安心経営と職員の福利厚生も充実

業務災害補償制度

p8

業務災害補償制度とのセット加入で感染症のリスクに対応

感染症補償制度

p8

労災認定に関係なく職員のケガを補償します

職員傷害見舞金制度

p8

施設にすすめる3つの安心プラン

1 施設基本プラン

- Ⅰ 賠償事故補償制度
- Ⅱ 利用者傷害見舞金制度
- Ⅲ 見舞客・ボランティア傷害見舞金制度

Ⅰ 賠償事故補償制度

施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、医師賠償責任保険

老健施設が行う業務に起因する事故によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、それによって被る損害賠償金や各種費用をお支払いする保険です。

「賠償事故補償制度」は
4つの保険の組み合わせ



利用者治療費用補償特約

(被害者治療費用担保特約条項)により

Point

対人事故による治療費用を補償

賠償事故補償制度で対象としている対人事故が発生した場合に、その被害者に施設などが負担した治療費用を保険金としてお支払いします。

「医師賠償責任保険」を標準装備

医療事故もカバーし万が一の事故にも安心!

Point

賠償事故補償制度には、「施設賠償責任保険」、「生産物賠償責任保険」、「受託者賠償責任保険」と併せて「医師賠償責任保険」が備わっています。老健施設が医療提供施設として医療行為を行う以上補償への備えが必要です。

※ここでいう「医師」は、施設長等医師個人ではなく、老健施設という「医療施設(=運営法人)」を指しており、「老健施設という医療施設が提供する医療行為に起因する対人事故を補償する保険」です。

事故例

「賠償事故補償制度」では、次のような事故で施設などが法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

●施設賠償責任保険の事故例

◎施設内でのリハビリ中、スタッフのミスにより利用者がケガをした。

◎階段の手すりが壊れて利用者が骨折した。

◎職員が利用者のプライバシーについて本人の了解を得ずに公表したことにより訴えられた。

●生産物賠償責任保険の事故例

◎施設が提供した食事で利用者が食中毒にかかってしまった。

●受託者賠償責任保険の事故

◎利用者から一時的に預かった補聴器を職員が壊してしまった。

●医師賠償責任保険の事故例

◎医療機関への搬送遅れや誤薬、胃ろう・カテーテル挿入に伴う医療過誤を起こしてしまった。

●利用者治療費用補償(特約)

◎施設内で利用者が転倒してケガをした。賠償責任は発生しなかったが、治療費を負担した。

介護業務に関わる基本的な賠償リスクを補償。

「等級」制度の導入で 団体保険制度の安定的な運用が実現

●等級により最大40%の割引(1等級)を実現

団体保険制度の安定運用のために、保険金支払件数が多い施設は等級によって保険料の割増を設定し、少ない施設は保険料の割引を設定しています。

Point

●団体保険制度の継続性を維持するために、安易な保険料の値上げ という方法をとることなく、加入施設の公平性を堅持しています。

個々の施設が単独で別の保険にご加入される場合、毎年の保険料は前年度の保険金支払いの状況により異なる可能性があります。事故多発で改善が見込めない場合には謝絶されることもあり得ます。総合補償制度でも、保険金支払が繰り返された場合、次年度のご加入をお断りすることがございますが、研修制度等により改善に取り組んでいただくサポートを実施しています。

※賠償事故補償制度の詳細な内容は、「介護老人保健施設総合補償制度のご案内」をご覧ください。
※等級制度は賠償事故補償制度のうち、医師賠償責任保険部分の保険料には適用されません。

全老健の
安心ポイント

リスク対策をサポート

●事故の再発防止策取組支援

事故発生後に同様の事故を繰り返さないための再発防止対策の取組支援をするため施設訪問を行います。この取組みは、事故が起こった要因を原因から深掘りし、根本的な真因を見つけ出して改善策を講じるお手伝いをさせていただくことを目的としています。

●事故を未然に防ぐ「リスク診断サービス」

事故が起きる確率を極力低くして、安定した施設運営が行えるようにするための支援です。施設の設備や保有機器、介助行為や管理手法などあらゆる面から事故が起きそうな要因を見つけ出して評価を行います。診断結果は全体のリスク評価に加えて、見つかったリスクに対する改善事例を盛り込んだ報告書を作成してご提供します。

Ⅱ 利用者傷害見舞金制度

レジャー・サービス施設費用保険

利用者がケガをした場合に見舞金をお支払いすることにより、施設と利用者もしくは利用者家族との間で事故解決が円滑に進むといった傾向もみられています。紛争防止のリスクファイナンスとして是非ともご加入いただきたい制度です。

法律上の賠償責任が生じない場合の事故も見舞金のお支払いでカバー

Point

利用者が傷害を被った場合に、施設側に法律上の損害賠償責任がなく、「賠償事故補償制度」では対応できない場合でも見舞金などの災害対応費用をお支払いする制度です。

※損害賠償金として負担したものは対象外。

※利用者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害(ケガ)を被った場合など満たすべき要件があります。

ご利用になっても保険料が上がることはありません。

Point

「利用者傷害見舞金制度」には等級制度がありません。

「利用者傷害見舞金制度」の活用で「賠償事故補償制度」1等級をめざし「いざ!」という時まで最大割引を堅持していただくという利用プランをおすすめいたします。

見舞金の活用例

夜間、居室でベッドから転落。医療機関に搬送するも頭蓋骨出血で亡くなられたという事故が発生。状況から、ご自身でトイレに行こうとしたものと思われる。この利用者は日頃から移動等自立している方であった。施設としてもできることはしていたが、重大な事故でもあり、すぐに見舞金をお支払いした。

→死亡見舞金1口加入で100万円をお支払いした。

利用者が居室内に一人でいる時に転倒し骨折。利用者・家族は老健の役割・機能等の特徴や、高齢者の一般的なリスクについて理解があり、良好な関係が築かれていた。利用者家族からの賠償請求は起きていないが、気持ちはお伝えしたいと思い、すぐに見舞金をお支払いした。

→入院見舞費用保険金1口加入で10万円(入院期間61日以上)をお支払いした。

Ⅲ 見舞客・ボランティア傷害見舞金制度

約定履行費用保険

さまざまな来場者のケガに備える

見舞客・ボランティア・研修者(単位・資格取得の実習を行う学生や他施設からの研修生等)および施設見学者が万一、施設内でケガを被り、施設がこれらの方を対象とした「補償規程」に従って補償を行ったときに、その施設に対して保険金をお支払いするものです。

全老健の
安心ポイント

全老健オリジナルの注目制度

◆賠償事故・示談交渉支援サービスで安心!

(弁護士相談費用に関する特約条項)

「Ⅰ. 賠償事故補償制度」と「Ⅱ. 利用者傷害見舞金制度」にセットでご加入の場合、賠償事故補償制度に賠償事故・示談交渉支援サービスを付帯し、賠償事故に対応するための弁護士への法律相談費用（顧問契約料、着手金、弁護士報酬を除きます。）を補償します。ただし医師賠償責任保険を除きます。



法律のプロのアドバイスで安心!

介護事故に精通した弁護士をご紹介します!

お支払いする保険金は1回の対象事故について、50万円(保険期間中50万円)を限度とします。



全老健の
お得ポイント

全老健オリジナルの割引制度

●「セット割引」で 30% OFF

「賠償事故補償制度」と「利用者傷害見舞金制度」を同時に加入すると、「賠償事故補償制度」の保険料を「賠償事故補償制度」単独で加入した保険料から 30% 割引します。（医師賠償責任保険の保険料部分については、割引は適用されません。）

さらに!

●「リスクマネジャー割引」で 20~25% OFF

全老健リスクマネジャー資格取得者が在籍する施設は、「賠償事故補償制度」、「利用者傷害見舞金制度」の保険料に以下の割引を適用します。（「賠償事故補償制度」の医師賠償責任保険の保険料部分については、割引は適用されません。）

- 全老健リスクマネジャー資格取得者が1名在籍する場合
全老健リスクマネジャー資格取得者が在籍しない場合の保険料から 20% 割引します。
- 全老健リスクマネジャー資格取得者が2名以上在籍する場合
全老健リスクマネジャー資格取得者が在籍しない場合の保険料から 25% 割引します。

充実の各種補償制度

老健施設向けにカスタマイズ

2

施設オプション プラン

Ⅳ 情報漏えい損害補償制度

Ⅴ トルネード・サンダーガード《什器備品損害補償制度》

Ⅵ 廃棄物排出者賠償補償制度

万一の情報漏えい事故に備える

Ⅳ 情報漏えい損害補償制度

サイバーリスク保険

情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、施設が法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害（損害賠償金や弁護士費用等の支払い）や、各種費用損害に対して保険金をお支払いします。

●個人情報

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（氏名のみ情報や、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。）

イ. 個人識別符号^(*)が含まれるもの

^(*)個人識別符号とは、次のものをいいます。ア. マイナンバー、イ. 運転免許証番号、ウ. 旅券番号、エ. 基礎年金番号、オ. 保険証番号、カ. アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号

●法人情報

記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。

●個人情報または法人情報以外の公表されていない情報〈クレジットカード番号等漏えい危険担保の追加保険料をお支払いいただく場合〉

クレジットカード番号・口座番号・暗証番号等の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます）



オススメポイント

- ◎施設単位での加入が可能
- ◎申込み手続きが簡単
- ◎4パターンからのプラン選択パターン
- ◎規模に関わらず保険料が一律＆特約付帯が可能

竜巻・落雷・風水害・盗難等による施設の什器備品の損害を補償する

Ⅴ トルネード・サンダーガード《什器備品損害補償制度》

動産総合保険



業務用通貨・業務用預貯金証書については盗難による損害のみ補償。

利用者・来訪者・職員の所有物が施設内で所定の事故により損害を受け施設が所有者に対して見舞金をお支払いする場合の費用も補償対象。

※ただし、地震・噴火・津波によって生じた損害は補償対象外。

施設で発生する介護サービス以外のリスクもカバー

Ⅵ 廃棄物排出者賠償補償制度

産業廃棄物排出事業者責任保険

廃棄物の処理を委託した排出事業者の、不法投棄に関わる排出者責任を補償する制度です。

被保険者が産業廃棄物処理業者に処分等を委託した産業廃棄物が不法投棄されたことによって生じた環境汚染により、他人の身体に障害を与えたり財物を損壊等したことにつき、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

された保険内容! 補償範囲と保険料をバランスよく設計。

3

職員補償プラン

Ⅶ-1 業務災害補償制度

Ⅶ-2 感染症補償制度

Ⅷ 職員傷害見舞金制度

安心経営と職員の福利厚生も充実

Ⅶ-1 業務災害補償制度

労働災害総合保険[法定外補償保険]

注目! 新型コロナウイルス感染症で
労災認定された場合も補償対象

政府労災の4日目以降の休業補償と死亡・後遺障害について上乗せして補償する制度です。
災害が業務上か否かの認定は、所轄の労働基準監督署の認定に従います。

想定される事故例

- ・通勤途中に事故に遭った。(通勤途上の事故は、B型のみ対象となります)。
- ・介助を長時間行ったことが積み重なって腰を痛めた 等

業務災害補償制度とのセットで加入できます

Ⅶ-2 感染症補償制度

約定履行費用保険

注目! 新型コロナウイルス感染症で
労災認定された場合も補償対象

施設の職員が、保険期間中に業務の遂行に起因して病原体に感染したことにより、対象の感染症を発症し、死亡または入院した場合で、施設が職員を対象とした補償規程に従い補償を行った時に、施設に対して保険金をお支払いします。

対象となる感染症

結核、肝炎(B型およびC型)、皮膚感染症(疥癬、カンジダ症、白癬症、帯状疱疹、単純ヘルペスおよび紅色陰癬等)、腸管感染症(コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性食中毒およびノロウイルス感染症等)、HIV感染症(エイズ)、MRSA(院内感染)、SARS(重症急性呼吸器症候群)、インフルエンザまたは普通感冒、レジオネラ症、新型コロナウイルス感染症、その他病原体が体内に侵入、定着、増殖したことにより、発熱等の他覚症状が認められる感染症。

職員のケガを補償します。福利厚生の充実に

Ⅷ 職員傷害見舞金制度

new! 2025年度から
熱中症も補償対象となりました。

《総合生活保険(就業中のみの危険補償特約付帯傷害補償)》

施設の職員が職務に従事している間(通勤途上含む)の急激かつ偶然な外来の事故によるケガをしたまたは熱中症となったことにより、死亡・後遺障害を負った場合や、入院・手術または通院をした場合に保険金を支払う制度。

※詳細な内容については、「介護老人保健施設総合補償制度のご案内」をご覧ください。

保険料の試算例

●定員100人、リスクマネージャー1人、職員数30人、8等級の場合の保険料試算例

	I ～ IIIにご加入	I ～ VIにご加入	I ～ VIIIにご加入
1 施設基本プラン	I 賠償事故補償制度 109,580円 II 利用者傷害見舞金制度 〈1口〉 84,000円 III 見舞客・ボランティア 傷害見舞金制度 7,000円 ① 合計 200,580円	① 施設基本プラン +	① 施設基本プラン +
2 施設オプションプラン		IV 情報漏えい損害補償制度 Aタイプ〈クレジットカード番号等漏えい危険担保〉 42,000円 V トルネード・サンダーガード 40,950円 VI 廃棄物排出者賠償補償制度 30,000円 ① + ② 合計 313,530円	② 施設オプションプラン +
3 職員補償プラン			VII-1 業務災害補償制度 A型 26,700円 VII-2 感染症補償制度 7,500円 VIII 職員傷害見舞金制度 〈1口〉(天災危険補償特約なし) 職員30名 114,600円 ① + ② + ③ 合計 462,330円

全老健共済会までFAXにてお送りください
FAX : 03-5425-6901

介護老人保健施設総合補償制度見積作成依頼書

このたびはお見積りのご用命をいただき、誠にありがとうございます。
 お見積りを作成するにあたり、以下の内容にご記入くださいますようお願い申し上げます。

■施設基本情報

ご依頼日 20 年 月 日

ご施設名				
定員数	入所定員	床	通所リハ定員	職員数
訪問リハの実施	有 ・ 無	○印をお願いします。		全老健リスクマネジャーの在籍人数

■ご担当者様連絡先

所属ご施設名			
施設住所	〒 都 道 府 県		
施設TEL/FAX	TEL	FAX	
ご担当者名			

■お見積りご希望制度

☐ I. 賠償事故補償制度	☐ II. 利用者傷害見舞金制度
☐ III. 見舞客・ボランティア傷害見舞金制度	☐ IV. 情報漏えい損害補償制度
☐ V. トルネード・サンダーガード(什器備品損害補償制度)	☐ VI. 廃棄物排出者賠償保障制度
☐ VII-1. 業務災害補償制度 ☐ VII-2. 感染症補償制度	☐ VIII. 職員傷害見舞金制度

※I+IIのセットでご加入いただきますと「セット割引」が適用されます。

過去の事故歴について以下の質問にお答えください。

★過去7年間の事故歴(賠償責任保険事故) (該当する方に○印をご記入ください。)

事故歴にカウントするのは事故の内、賠償責任保険で保険金支払いを受けたものに限りです。

(1)過去7年以内に、賠償責任保険事故が発生したことはありますか？

はい / いいえ → 「いいえ」の場合は、1等級でご契約いただけます。
 「はい」の場合のみ、以下(2)のご質問にご回答ください。

(2)過去6年以内に、賠償責任保険事故が発生したことはありますか？

はい / いいえ → 「いいえ」の場合は、2等級でご契約いただけます。
 「はい」の場合のみ、以下(3)のご質問にご回答ください。

(3)過去5年以内に、賠償責任保険事故が発生したことはありますか？

はい / いいえ → 「いいえ」の場合は、3等級でご契約いただけます。
 「はい」の場合は、8等級でのご契約になります。

このパンフレットは各種保険の概要についてご紹介したものです。

保険の内容につきましては、公益社団法人全国老人保健施設協会正会員用団体保険「介護老人保健施設総合補償制度のご案内」をご参照願います。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

なお、本制度は公益社団法人全国老人保健施設協会の団体保険であるメリットを反映し、老健施設の実情を踏まえた、会員施設に寄り添う保険として今後も内容を充実させていくものです。



居宅サービス向け保険 居宅介護事業者補償制度

その他の取扱保険

法人全体をカバーする サイバーリスク保険



お問い合わせ・資料請求先

取扱代理店

株式会社全老健共済会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル6階
TEL:03-5425-6900 FAX:03-5425-6901
<https://www.roken.co.jp/>

引受保険会社

(幹事会社)

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 医療・福祉法人部

〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4

TEL 03-3515-4143 / FAX 050-3385-5792

三井住友海上火災保険株式会社

(担当課) 公務第二部 営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-3017 / FAX 03-3293-8609

損害保険ジャパン株式会社

(担当課) 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:03-3349-5137 FAX:03-6388-0154